

住宅防火

いのちを守る→10のポイント

習慣 1

寝たばこは絶対にしない、させないようにする



習慣 2

ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。給油時は必ず火を消す



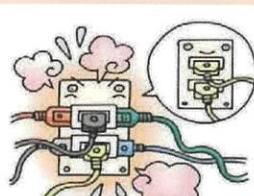
習慣 3

こんろから離れる時は、必ず火を消す。周辺に燃えやすいものは置かない



習慣 4

コンセントは、ほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く



対策 1

ストーブやこんろ等は、自動で火を止めてくれる安全装置がついているものを使う



対策 2

火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



対策 3

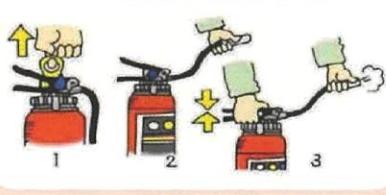
部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防炎品を使用する

防炎品を使用



対策 4

初期消火の限界は天井に火が届くまでです。火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認する



対策 5

お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



対策 6

防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う



防火チェックをしましよう

習慣 1	習慣 2	習慣 3	習慣 4	対策 1
している	していない	置いている	置いていない	消している
対策 2	対策 3	対策 4	対策 5	対策 6
点検している	点検していない	使用している	使用していない	確認している
確認している	確認していない	備えている	備えてない	参加している
参加している	参加していない			

お宅の住宅用火災警報器は大丈夫？

住宅用火災警報器 交換のおすすめ

10年たつたら、 とりカエル。

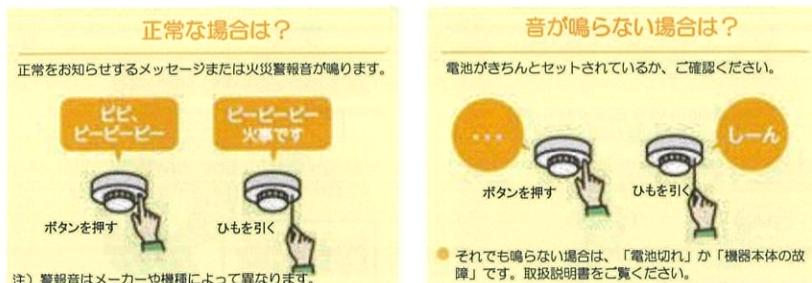


住宅用火災警報器は、警報を発していなくても常にセンサーが作動し、監視しています。見た目には異常がなくても、内部のセンサーや部品が消耗・劣化して、火災を感じなくなることがあります。本体の寿命は10年が目安とされていますので、設置から10年を過ぎたものは交換しましょう。

・設置されている住宅用火災警報器は、定期的に点検しましょう

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

- 定期的に家族で火災時の警報音を確認しましょう。



・住宅用火災警報器を設置しましょう

八千代市では、火災予防条例により、全ての住宅で**住宅用火災警報器**の設置が義務付けられています。火災の早期発見に有効ですので、まだ設置していない人は取り付けてください。

電池切れに気付かず放っておくと、火災が発生した時に作動しないので、定期的にボタンを押すなどの作動確認をすることが大切です。

電池の寿命は、機種によって違いますので、詳しくは取扱い説明書をご確認ください。



悪質な訪問販売に注意！

消防職員をよそおって、住宅用火災警報器や消火器をセールスされたという被害を耳にしますが、消防職員が訪問販売することは絶対にありません。もし、このような悪質な訪問販売や勧誘にあった方は、はっきりと断った上、八千代警察署又は市の消費生活センターに相談してください。

※八千代警察署 TEL 047-486-0110
八千代市消費生活センター TEL 047-485-0559

感震ブレーカー

感震ブレーカーは、地震発生時に設定以上の揺れを感じたときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める機器です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕のない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

※現在のところ、法令等による設置義務はありません。



八千代市消防本部・八千代市消防団

[問い合わせ先]

八千代市消防本部

予防課 TEL 047-459-7803 FAX 047-459-6232

